

第十五号議案

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立区民館条例の一部を改正する条例

江戸川区立区民館条例（昭和四十二年七月江戸川区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二江戸川区立東部区民館の部（二）の表集会室（いちよう）の項の次に次のように加える。

| | |
|-----------|------|
| 集会室（りんどう） | 六〇〇円 |
| 集会室（つつじ） | 四〇〇円 |

別表二江戸川区立東部区民館の部（二）の表集会室（さくら）の項を削る。

付 則

1 この条例は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 江戸川区立東部区民館の集会室（りんどう）及び集会室（つつじ）の利用手続その他利用のための必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）

江戸川区立東部区民館に集会室（りんどう）及び集会室（つつじ）を設置し、当該使用料を定める等規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。